

令和4年3月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第6号 小郡市農業地域振興計画の変更に伴う意見について
 - 議案第7号 和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の指名について
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(23名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳 (欠席)
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田竈 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(1名)
6. 会議に出席した事務局職員(2名)

○会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う、まん延防止措置の期間が3月6日までで切れましたが、感染する人の数がなかなか減少いたしません。

引き続き、感染症対策に取り組んでいただき、感染予防をお願いいたします。

このような中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案7件、報告事項2件でございますが、農業委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は、23名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号4番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和4年3月小郡市農業委員会総会は、ここに成立しましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なる審議、よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、14番 西岡 利子 委員、15番 野口 忠弘 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。事務局からの提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、大崎地内の畑4筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親族間での贈与となります。

(位置図で場所の説明)

番号2は、干潟地内の田3筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号3は、干潟地内の畑1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号4は、下岩田地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、

第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、山隈地内の畑1筆です。

申請人の個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該農地は、甘木鉄道今隈駅から概ね300メートル以内の区域内の農地ということで、第3種農地に該当することから、立地基準上は問題ないものと思われま

す。造成計画図によりますと、東側にコンクリートブロックを追加すると共に、南側への排水勾配を設けて造成を行います。

汚水・雑排水は西側、国道500号線内の公共下水道管へ接続します。雨水については自然流下となっています。

従って、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしており

ましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけて、県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明します。

番号1は、八坂地内の田1筆、現況は造成地となっているものです。

転用目的欄に記載しておりますように、戸建自己用住宅として転用申請があり、令和2年11月の総会でご審査いただき、11月下旬に県より許可が下りたものです。

(位置図で場所の説明)

今回の申請は、備考欄に記載しておりますように、資金計画に支障が出たため、譲渡人から譲受人へ事業継承すると共に、所有権移転しようとするものです。

なお、それ以外での変更はないため、立地基準及び一般基準とも

に問題ないものと思われます。

次に、番号2は、井上地内の田2筆、現況は露天資材置場となっているものです。

転用目的欄に記載しておりますように、露天資材置場として一時転用申請があり、令和3年10月の総会でご審査いただき、10月下旬に県より許可が下りたものです。

(位置図で場所の説明)

今回の申請は、備考欄に記載しておりますように、当初予定していた工期が延長となったため期間の延長をお願いするものです。

なお、それ以外での変更はないため、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

以上2件の案件は、先月開催しました地区会議に於いても、ご了承を頂いたところます。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第3号は原案とおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、6件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。住宅の敷地拡張のため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線三沢駅から概ね300メートル以内の区域内の農地ですので、農地区分は第3種農地に区分されますので、立地基準を満たすこととなります。

また、敷地拡張に係る面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、立地基準を満たすこととなります。

なお、現地は、申請者の敷地から市道への下水道管が既に埋設されているところです。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号2は、小郡地内の畑2筆です。

一般個人住宅を建築するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

西鉄天神大牟田線西鉄小郡駅を中心とする半径500メートル以内の宅地の面積が40%を超える場合、半径500メートルから1キロメートルまで延長することができるとされています。

この基準でいきますと、申請地は概ね半径1キロメートル以内にある第2種農地となります。併せて、この申請では、代替地検討がなされているため、転用が可能となります。

また、この申請地は上下水道管が埋設されている市道に隣地の宅地を介して接しておりますし、境界には、コンクリートブロックを設置して、造成するように計画されております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、番号3は、下岩田地内の畑1筆です。

露天駐車場とするため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、10ヘクタール未満の区域内にある農地となるため、

第2種農地に該当します。併せて、代替地検討がなされているため、転用が可能となります。

今回の申請では、申請地に倉庫を建築するほか、駐車場を整備することとなっているため、敷地拡張となり、転用が可能となります。

なお、下水・雑排水は発生せず、雨水については南東角の溜桝を経由して、南側の市道側溝へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、議案書6ページ、番号4は、上岩田地内の畑1筆です。

露天駐車場とするため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、甘木鉄道松崎駅から概ね300メートル以内の区域内の農地となるため、第3種農地に該当します。

また、この申請地には、駐車場を整備することとなっているため、下水・雑排水は発生せず、雨水については周囲の既設水路へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号5は、八坂地内の田1筆です。

議案第3号の番号1で触れましたように、一般個人住宅を建設するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、上下水道管の埋設された沿道区域の農地で、概ね50メートル以内に市立味坂小学校、味坂保育園など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となり、原則、転用が可能となります。

また、上・下水道は北側の市道内の上・下水道に接続し、雨水については北東と南東の桝を経由して、既設水路へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号6は、福童地内の畑1筆です。

(位置図で場所の説明)

申請地は、令和3年10月の総会で審査いただいたものですが、都市計画法に基づく開発許可が下りるまでに、文化財の本掘調査が必要となったため、一時転用の申請となったものです。

なお、文化財の発掘調査は、特別な調査研究として、農地区分に関わらず可能とされています。

以上、番号1から番号6までは、先月開催しました地区会議において、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○議席番号13番委員 すいません。一つだけ。

○議長 議席番号13番委員。

○議席番号13番委員 確認ですが。

5番の案件と3号議案の1番の案件は同じ案件で、1番の案件は変更申請で、4号議案の5番は同じ譲渡人、譲受人ですが、どのような訳でしょうか。

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局長 説明いたします。

議案第3号で上がっています番号1の案件と、議案第4号で上がっています番号5についてです。どちらも譲渡人、譲受人同じですが、どのように違うのかということになります。

議案第3号につきましては、5条の許可を受けた後の事業計画の変更ということで、議案として審査をお願いしたところです。

もう少し詳しく言いますと、譲渡人が許可を受けておりますので、引き続き建築まで行って完成ということが許可の前提です。

ところが、譲渡人が計画段階で、資金計画で支障が出たというこ

とで、今回、譲受人の方に事業自体を譲渡するという流れになりました。

したがいまして、一度許可を与えたことになっておりますので、許可後の事業計画の変更ということで、同意を得るための議案として上げているものです。

改めて5条の許可ということですが、議案の第4号の番号5ですが、今、土地の所有者としては譲渡人になりますが、これを譲受人の方へ、一般個人住宅を建築するというので、改めて許可の取り直しということ上げているところです。

内容的には、同じようなで形になってはいますが、一度許可を発行しておりますので、事業計画を変更とする議案第3号と改めて5条の取り直しということで議案第4号ということになります。

内容は少し異なっているということです。

○議長 よろしいでしょうか。

○議席番号13番委員 分かりました。

○議長 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけて、県に進達いたします。

○議長 次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件を議題といたします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。

番号1は、大板井地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れする

ものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、平方地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

番号3は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書の8ページをお願いします。

番号4は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号5は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号6は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件を議案とします。
それでは、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをご覧ください。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件について、ご説明いたします。

まず、経緯を申し上げますと、転用事業者から農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

今回の申請地は、干潟地内の田16筆、畑3筆、吹上地内の畑13筆、合計32筆です。

なお、計画変更(除外)に係る面積は34,681平方メートル

ですが、開発区域の総面積は66,089平方メートルとなっています。

(位置図で場所の説明)

農振農用地の除外後には、流通倉庫等を建築するとの申請になっております。

当該申請地の農地区分は、県道久留米筑紫野線の西側については、概ね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で第2種農地に区分されます。

また、同県道の東側については、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

従って、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、県道の沿道の区域については第1種農地であっても、流通業務施設の設置が可能とされていることから、第1種農地の例外規定として、立地基準を満たすこととなります。

申請地は大きく3つのブロックとなっていますが、申請地の南西部で接する赤土堤まで水路の付け替え、改修を行うと共に、外周部には道路を新設・整備し、併せて、それぞれに調整池と緩衝帯としての緑地を設けることとなっています。

汚水は接道する市道内又は県道内の公共下水道へ接続し、雨水排水については、調整池を経由して新設される水路へ排水する計画となっています。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。以上で説明を終わらせて頂きます。

なお、地区会議においては、開発の進捗に伴い、今の用排水路の状態では不安であることから、市が行う河川改修について、一定の予算措置を講じるなどして、特に、鎗巻川、石原川の改修を引き続き要請する、との意見が地区会議の総意として出されたことを申し上げます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、同

意するものの、地区会議で出た意見を加味して、「計画的な河川改修を要請する」との意見を添えてはどうか、との意見で一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。分科会から出た意見も含めて、質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですが、委員会としても分科会の意見を付けて、本案件について、同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は委員会意見を付けて同意し、市に報告いたします。

○議長 次に、追加議案として、議案第7号、和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の指名について、を議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、別に配布しました、議案第7号をご覧ください。
議案第7号、和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の指名について、1件について、ご説明いたします。

先日、申立人から農地法第25条第1項の規定による和解の仲介の申立てが提出されましたので、同法第25条第2項の規定による仲介委員の指名について、審議をお願いするものです。

(申立人、被申立人、紛争地及び争いの内容の説明)

まず、「和解の仲介」について、ご説明いたします。

農地の紛争を解決する方法は、農事調停と農業委員会による和解の仲介がございます。

一般的な民事訴訟は民事訴訟法に基づき、裁判所で行われますが、農事調停は民事調停法に基づき、地方裁判所で行われます。

今回の農業委員会における和解の仲介は、農地法に基づいており、簡易にできるものです。

農地法第25条に、農業委員会による和解の仲介という項目が有り、「農業委員会は農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、手続きに従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立て

があったときは、和解の仲介を行なう」とされています。

従って、今回、議案書に記載のとおり、申立人より申立てがありましたので、お諮りをするものです。

なお、和解の仲介は、農地法第25条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員のうちから、農業委員会の会長が事件ごとに指名する3人の仲介委員によって行われることとなっております。

仲介の期日等を決めて、申立人及び相手方の出頭を求め、和解の仲介を行なうこととなりますが、残念ながら不成立の場合には、農業委員会の仲介は打ち切りとなります。その後、不服のある方は、民事訴訟へ申し立てを行い、法的な判決を得ることになります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。番号1について、質問や意見はありますか。

○議席番号2番委員 一点、お聞きします。

○議長 議席番号2番委員。

○議席番号2番委員 都道府県の小作主事とは、どういう人なんですかね。分かれば、教えてください。

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局長 お答えをいたします。と言いましても、過去10数年分の議事録を見てみましたが、小郡市においては、こういう事例が初めてです。

関係の所に問い合わせを行いまして、平成29年の時に、朝倉市の方で、似たような案件がありましたので、その時の資料を参考にしながら、取り組んでいこうと考えております。

お問い合わせの件については、県の方の「小作主事」と言いますのは、多分、県の方へ和解の仲介を依頼すると臨時に置かれる職ということになり、朝倉農林事務所の事務職の方が、こういう「小作主事」の任命を受けて、対応することとなると思います。

○議長 よろしいでしょうか。

○議席番号 2 番委員 はい。

○議長 他に有りませんか。

無いようですので、農業委員会による和解の仲介は、会長が指名する 3 人の仲介委員によって行うことになっておりますので、仲介委員 3 名を指名いたします。

まず、申請地の地区担当である、議席番号 2 4 番委員よろしいでしょうか。

○議席番号 2 4 番委員 はい。

○議長 次に、隣接の地区担当である、議席番号 1 9 番委員よろしいでしょうか。

○議席番号 1 9 番委員 はい。

○議長 次に、中立委員である、議席番号 2 1 番委員よろしいでしょうか。

○議席番号 2 1 番委員 はい。

○議長 それでは、お諮りします。第 7 号議案について、ただいま指名しました 3 名の仲介委員により和解の仲介を行なうことに、ご異議ございませんか。

(質問、意見なし)

○議長 異議が無いようですので、議案第 7 号について、3 名の委員を仲介委員に承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第 7 号は承認といたします。

なお、農地法関係事務処理要領第 1 2 条第 1 項 (3) のアに基づき、3 人の仲介委員の互選により、仲介主任の選出を総会終了後をお願いいたします。

また、仲介は農地法施行令第 2 1 条第 1 項の規定により、期日等を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、和解の仲介を行なうこととなります。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。

番号1は、下岩田地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

次に、番号2は、下岩田地内の田2筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

次に、番号3は、下岩田地内の畑1筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、横隈地内の田1筆、畑1筆、合計2筆です。

転用の目的は、集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年3月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年3月10日(木) 午後 3時 3分閉会